

# 新型コロナウイルス感染症対策

## 4/10 診療の取り扱いが整理されました

必ずお目通し  
ください

厚労省は、「4月10日の事務連絡」(新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて)を示し、診療の取扱いをしました。

この取扱いは、あくまでも「感染が収束するまでの間」の時限的・特例的なものとされ、「原則として3カ月ごと」に見直すとされています。

初診時と再診時の要件が異なっていますので、注意が必要です。

「4月10日事務連絡」及び「診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」をまとめましたので、ご参照ください。本取扱いは、4/10診療分から適用です。

### 1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合

○医師の医学的判断の下、診察、診断、処方が可能

※対面による診療が必要と判断される場合は、対面による診療を求める、又は、それが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に紹介する

○毎月、埼玉県に実施状況の報告が必要(＋厚労省のHPで公表される)

●麻薬及び向精神薬の処方不可

●基礎疾患情報が把握できない場合：(1) 処方は7日間限度、(2) 麻薬及び向精神薬に加え、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等の処方不可

**算定方法** 初診料・・・214点

\*調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、または薬剤料を算定できる

**カルテ記載** 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行うことでの不利益、急病急変時の対応方針など患者に説明した内容

※厚労省の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を参照

**保険証の確認** FAX、メール、視覚情報(スマホ等)により確認

※電話の場合、氏名、生年月日、連絡先(電話番号、住所、勤務先等)に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項の確認で差し支えない

**一部負担金の徴収** 銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の方法で差し支えない

◆**初診時は要注意!!** 再診とは異なります

**実施状況を報告** 実施状況についてにより、埼玉県に毎月報告(ホームページに見本)

※電話で初診を算定した患者はその後の電話再診時も埼玉県に報告

**厚労省HPでの公表**

○厚労省：国民・患者に対して、電話や情報通信機器等による診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、厚生労働省のホームページ等で公表する

## 2. 再診での電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合 ～慢性疾患を有する定期受診の患者の場合～ 点数の変更

### (1) これまで処方していない薬剤の処方も可能に

**カルテ記載** 電話や情報通信機器を用いた診療を行うことでの不利益、急病急変時の対応方針など患者に説明してカルテに記載する

### (2) 特定疾患療養管理料・・・147点（月1回限度）

※対象者：以前から特定疾患療養管理料等（①～⑧）を算定していた患者に、計画に基づく指導管理を行う場合に算定。

①特定疾患療養管理料、②小児科療養指導料、③てんかん指導料、④難病外来指導管理料、⑤糖尿病透析予防指導管理料、⑥地域包括診療料 ⑦認知症地域包括診療料、⑧生活習慣病管理料

★4/9までは、100点（月1回限度）を算定することとされていました

## 3. 電話や情報通信機器を用いた診療における処方箋の取扱い ～患者が服薬指導を希望する場合～ 処方箋に記載が必要！

**処方箋の「備考欄」に記載 「0410対応」**

※患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する調剤薬局にFAX等で処方箋の情報を送付

※処方箋原本は保管して、FAX送信した調剤薬局に処方箋原本を送付する

※基礎疾患情報を把握できていない患者の場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記

**カルテ記載** 送付先の薬局名

## 4. 電話や情報通信機器を用いた診療における薬剤の配送の取扱い

○患者と相談の上、医療機関から薬剤を直接配送して差し支えない

※薬剤の品質の保持（温度管理を含む）や、確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡す。

※薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認する。

**配送料及び薬剤費等の徴収** 配送業者による代金引換のほか、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない。

### 外来での対応について（4月8日厚労省事務連絡より）

○新型コロナウイルス感染症患者（疑いの患者含む）の外来診療を行う場合、

「院内トリアージ実施料（300点）」を算定できる

※要届出の点数ではあるが、特例として届出不要

※点数表の規定にかかわらず、すべての時間帯で算定可能

※「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行う

埼玉県保険医協会 TEL 048-824-7130 FAX 048-824-7547